



事前復興まちづくり

必要性及びその意義について

令和7年7月24日

三重県県土整備部都市政策課

説明 事項

01

なぜ「復興」を 今から考えるのか

02

事前復興まちづくり 計画とは 復興まちづくりを イメージする

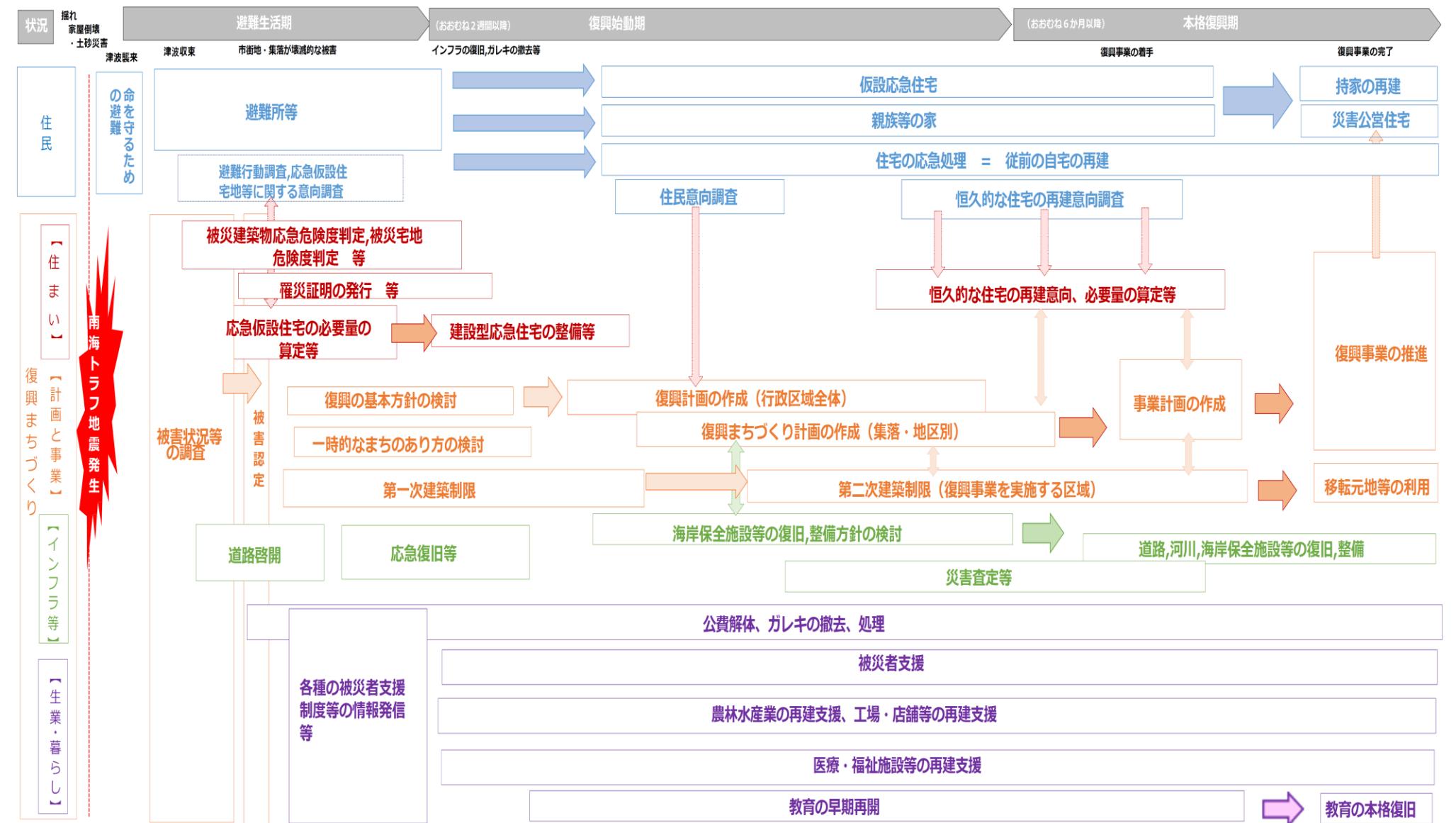
03

04

県の取組状況と今後の進め方

発災から復興までの道のり

※「南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針」復興プロセス図を引用



復興時に直面する課題①



業務量の増加・人員不足

- ✓ 発災直後から業務量が激増する
(避難所運営・罹災証明・支援金受付等)
- ✓ 限られた職員で**災害対応と通常業務の両立**が求められ、負担が増え、長時間勤務が慢性化する
- ✓ **応急・復旧対応に追われ、復興の検討に十分な時間が割けない**



知識・経験の不足

- ✓ 発災から復興に至る過程では、**専門的・横断的な知識が不可欠**
- ✓ 早期の庁内の復興体制の整備、復興手順の検討等が求められる
- ✓ 限られた職員で復興対応を迫られ、**復興の知識や経験のある人材の確保が困難**

復興時に直面する課題②



土地利用の制約

- ✓ 家屋流出や土砂災害、液状化などの被害により、**安全性が低下した土地が増え、活用可能な土地が減少する**
- ✓ 災害対応のため、**応急期に必要となる機能の配置が優先**される

【想定される機能】

- 応急仮設住宅建設用地
- 災害廃棄物仮置場
- 資機材置場
- 仮埋葬地
- 応急救助機関の活動拠点 など



合意形成の長期化

- ✓ **避難先の分散**を想定されるため、**住民の意見集約が困難**となる

【想定される避難先】

- 指定避難所、福祉避難所
- 在宅・車中避難
- 親族等の家への避難
- 広域避難（旅館・ホテル等）
- 応急仮設住宅 など

- ✓ 復興の遅れにより、**住民が避難先で定住し、まちを離れてしまう**恐れがある

【第4章】推進が特に必要となる施策に位置付け

事前復興まちづくり等の
防災まちづくりを強力に推進する

【目標】

大規模地震対策が必要な市区町村※1における
事前復興まちづくり計画等の策定完了率

3%【R6】→9%【R12】→20%【R25】※2

※1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域及び南海トラフ地震防災対策推進地域の市区町村：約1,100市区町村【県内全29市町対象】

※2 当面は、津波等により、甚大な被害が想定される沿岸部等の市区町村を中心に事前復興まちづくり計画等を策定し、市区町村における事前復興まちづくり計画等の策定を普及促進する目標を設定

なぜ「復興」を今から考えるのか

- ✓ 今から、復興をイメージし、役割について考え、手順を確認することで、県・市町の連携・協働による復興対応が可能
- ✓ 今から、復興のビジョンやロードマップを検討し、早期に示すことで、県民に安心感をもたらし、「三重県に住み続ける」選択の後押ししが可能

事前復興まちづくりの取組を
三重県でも進めていきましょう



説明 事項

01

なぜ「復興」を
今から考えるのでか

02

事前復興まちづくり
計画とは
復興まちづくりを
イメージする

03

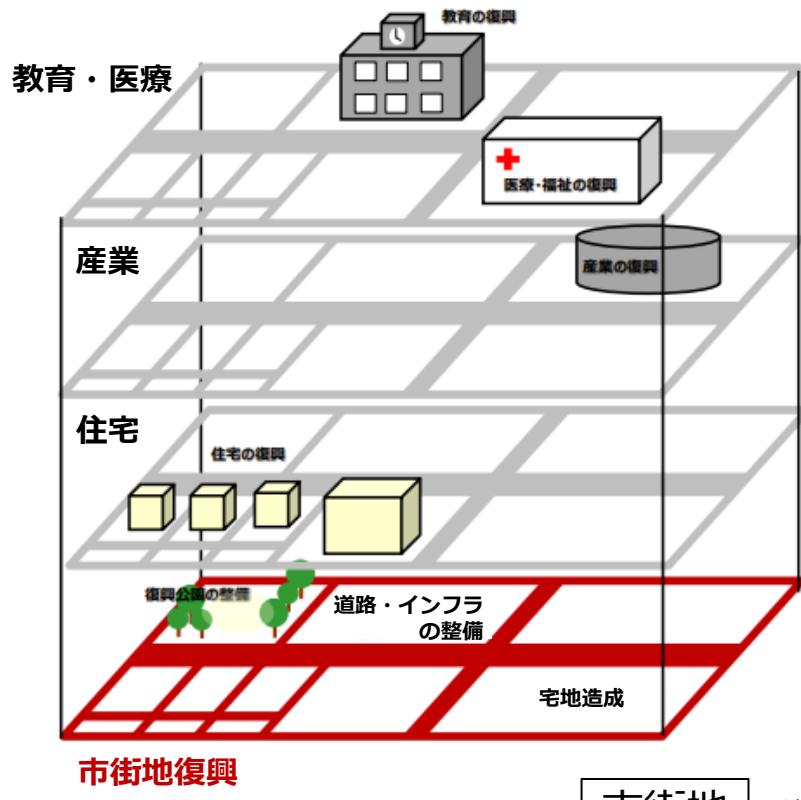
04

県の取組状況と今後の進め方

事前復興まちづくり計画とは

平時から復興後のまちの将来像や土地利用などを考える

市町が策定する、主に「市街地復興」を対象とした計画

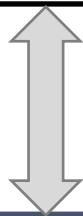


- ✓ 市街地復興は住宅、生活等の基盤となるため、検討にあたっては、**住宅、産業、教育・医療等の各分野と連携が必要**
- ✓ **被災後も「戻って暮らしたい」と思えるようなまちの姿を、事前に検討し、住民と合意形成しておくことが重要**

事前復興まちづくり計画の位置づけ

発災前

上位関連計画
(総合計画等)



調整・整合

【市町】事前復興計画

復興に関する府内体制、理念や目標、全分野（市街地、住宅、産業、教育・医療等）を総合的・体系的に取りまとめた計画

【市町】事前復興まちづくり計画

復興まちづくりの目標や土地利用方針等を取りまとめた計画
【市街地の復興】

※住宅、産業、教育・医療等の各分野とも連携

発災後

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年6月）

【国】復興基本方針（法第8条）



【県】復興方針（法第9条）



【市町】復興計画（法第10条）

- ✓ 復興計画の区域
- ✓ 復興計画の目標
- ✓ 人口の見通し
- ✓ 土地利用方針
- ✓ その他基本となる事項等
- ✓ 復興整備事業に係る事項
- ✓ 復興計画の期間 等

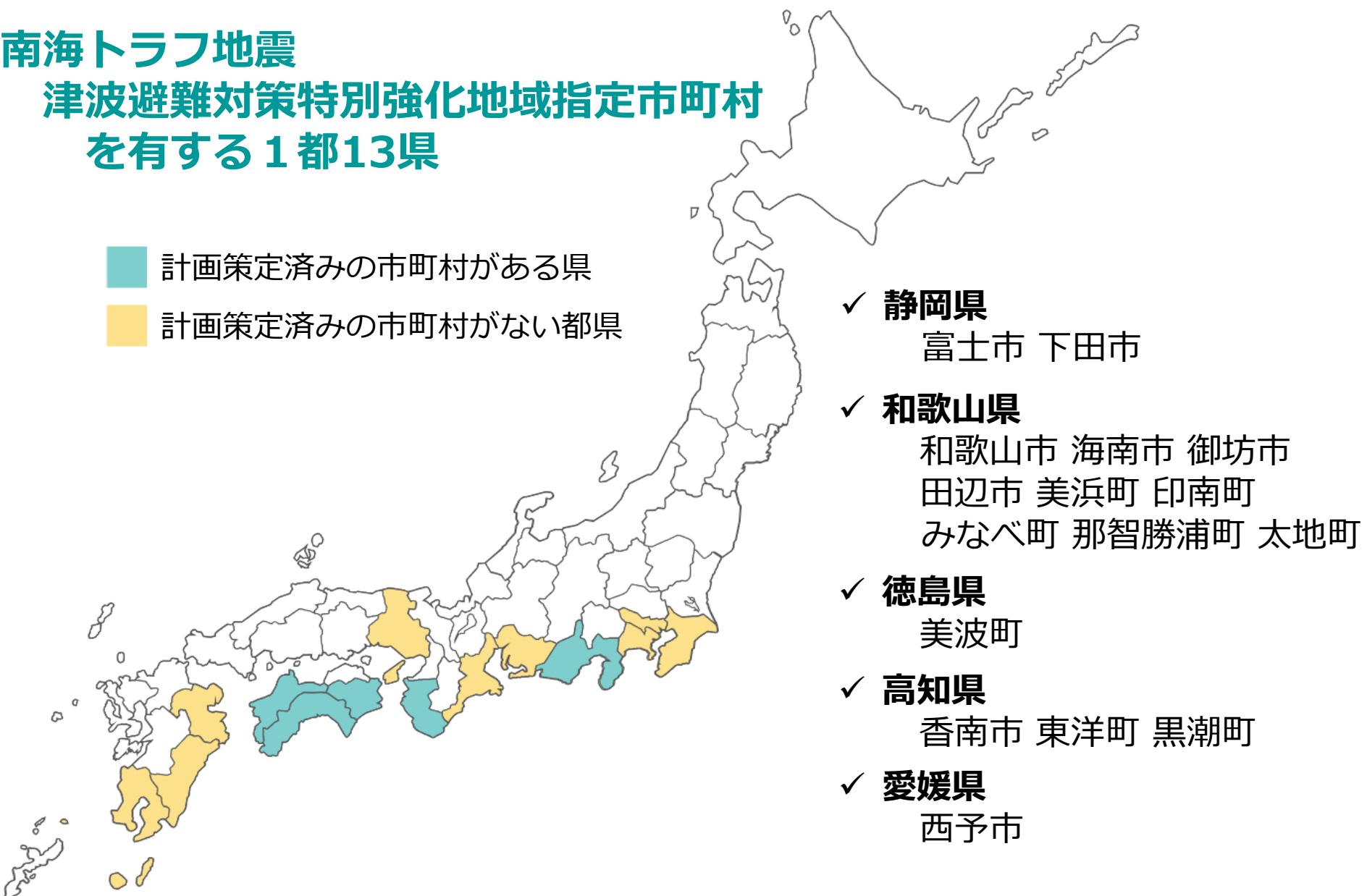
【計画対象】

市街地の復興	住宅の復興	産業の復興
教育の復興	医療の復興	
○○の復興	△△の復興	

南海トラフ地震

津波避難対策特別強化地域指定市町村 を有する 1都13県

- 計画策定済みの市町村がある県
- 計画策定済みの市町村がない都県



説明 事項

01

なぜ「復興」を
今から考えるのでか

02

事前復興まちづくり
計画とは
復興まちづくりを
イメージする

03

04

県の取組状況と今後の進め方

復興まちづくりを考える土地利用のポイント



安全性の確保と リスクの回避

- ✓ 災害リスクをふまえ、危険区域の建築制限や高台移転など、安全な土地への誘導・再配置を検討



適切な土地利用の制限

- ✓ ガレキ撤去やインフラ復旧などの復旧・復興作業に支障が出ないよう、無秩序な建築や開発行為を制限



将来のまちの姿を 見据えたゾーニング

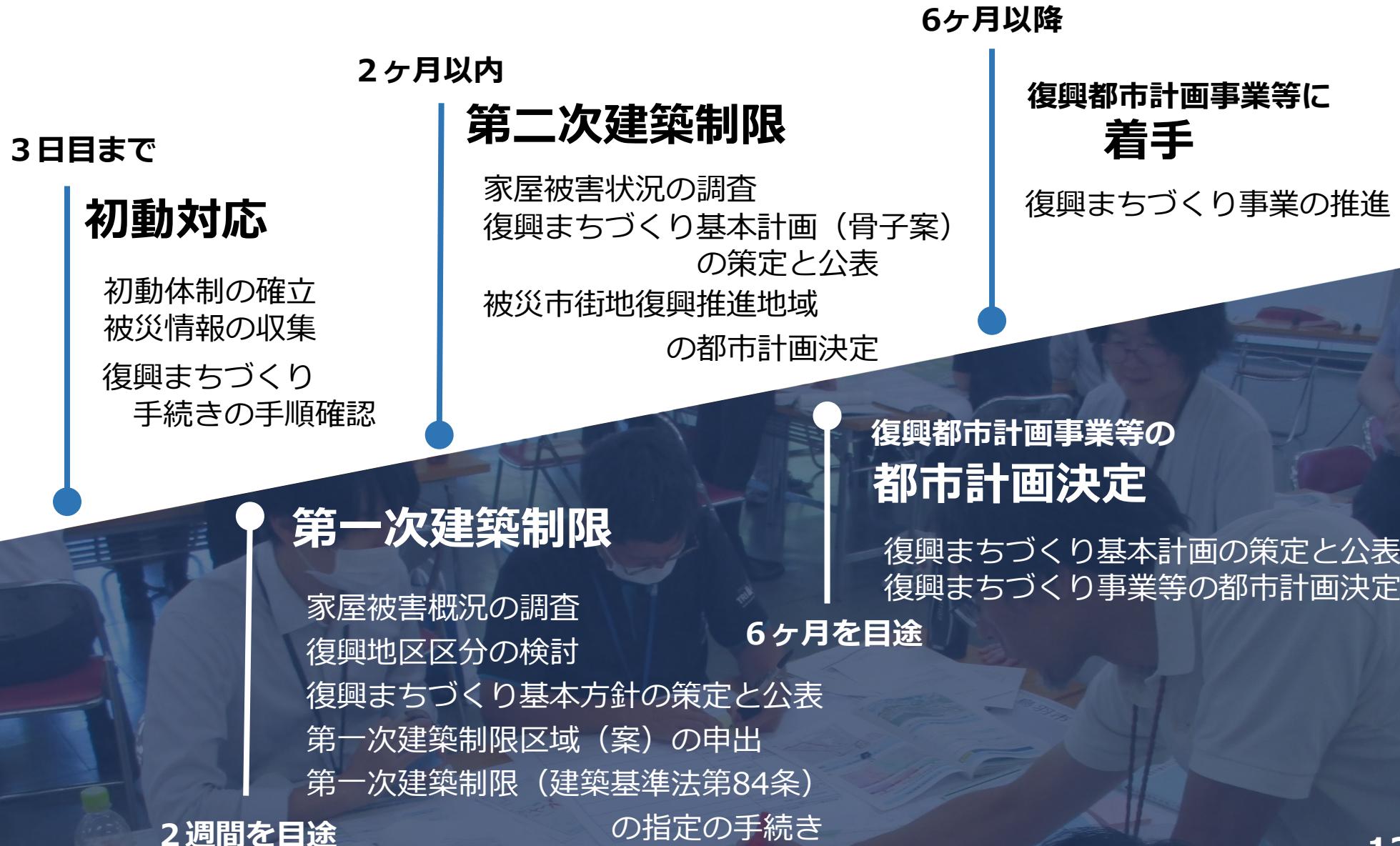
- ✓ 復興後の生活・産業・交通の拠点を意識し、調和ある用途・機能で土地利用を再配置



合意形成と制度活用

- ✓ まちの将来像の合意形成を図るため、地権者や住民との丁寧な協議を実施
- ✓ 各種制度・事業を適切に活用し、実現性の高い土地利用計画を立案

発災後の都市計画の手続きの流れ

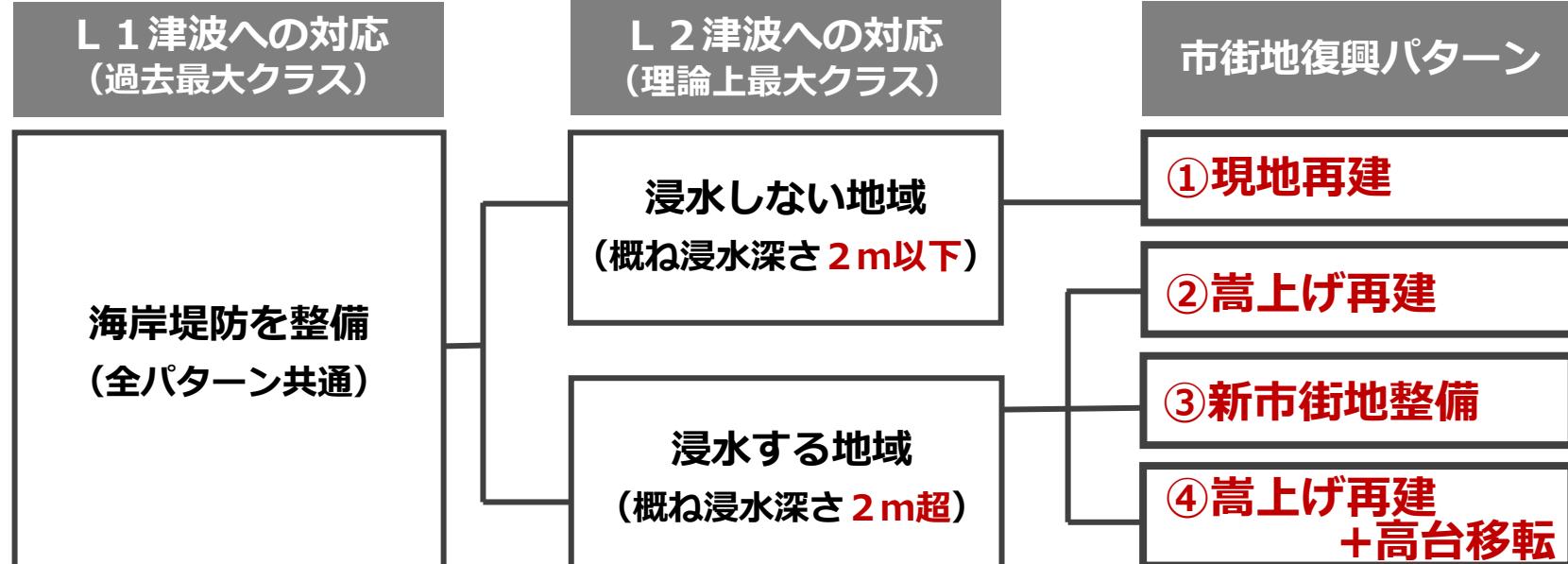


東日本大震災からみる市街地復興パターンの整理

国土交通省での整理

東日本大震災からの復興に向けた市街地整備のパターンについて、「都市構造」や「被災状況」、「津波シミュレーション」等による被害想定といった点から、**4つに大別して整理**

基本的な考え方



東日本大震災からみる市街地復興パターンの整理

①現地再建



- ✓ 堤防等により安全性を高め、
現位置で市街地を再建

②嵩上げ再建



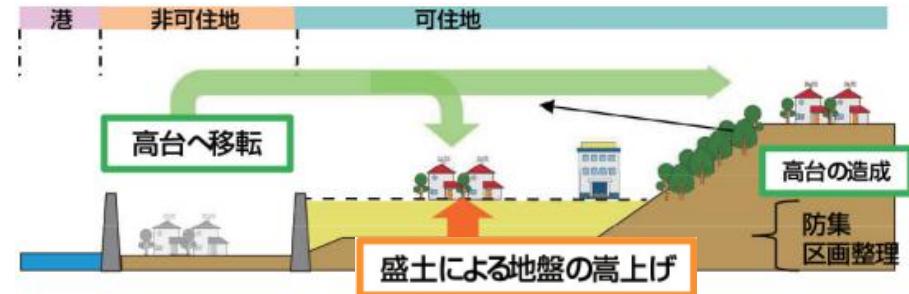
- ✓ 被災前の市街地を嵩上げし、
安全性を高めて再建

③新市街地整備



- ✓ 高台等に新たな市街地を整備し、
都市機能を移転

④嵩上げ再建+高台移転



- ✓ 嵩上げに加え、
一部は高台移転と組み合わせ

【事例紹介】宮城県南三陸町志津川地区



住宅用地
TP20.0m~

国道45号

産業・観光施設

防潮堤
TP8.7m

L1津波
(想定宮城県沖地震)

水産業

住宅用地
TP20.0m~

国道45号

産業・観光施設

防潮堤
TP8.7m

L2津波
TP13.0m

【参考】東日本大震災復興交付金※事業一覧（5省40事業）

※ 復興特区法に基づき、東日本大震災により**著しい被害を受けた地域**における復興地域づくりに**必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出**により、**被災地方公共団体へ交付金を交付**する被災地の復興を支える中核的な制度

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省	1 公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)	17	道路事業（市街地相互の接続道路等）
	2 学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	18	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
	3 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	19	道路事業（道路の防災・震災対策等）
	4 埋蔵文化財発掘調査事業	20	災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備・用地取得造成等)
厚生労働省	5 医療施設耐震化事業	21	災害公営住宅家賃低廉化事業
	6 介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・隨時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	22	東日本大震災特別家賃低減事業
	7 保育所等の複合化・多機能化推進事業	23	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
農林水産省	8 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	24	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）
	9 農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業(被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	25	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）
	10 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業(麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等)	26	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
	11 被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	27	優良建築物等整備事業
	12 漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)	28	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
	13 漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)	29	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
	14 水産業共同利用施設復興整備事業(水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
	15 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	31	津波復興拠点整備事業
	16 木質バイオマス施設等緊急整備事業	32	市街地再開発事業
		33	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
		34	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
		35	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
		36	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）
		37	下水道事業
		38	都市公園事業
		39	防災集団移転促進事業
環境省		40	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

説明 事項

01

なぜ「復興」を
今から考えるのでか

02

事前復興まちづくり
計画とは

03

復興まちづくりを
イメージする

04

県の取組状況と今後の進め方

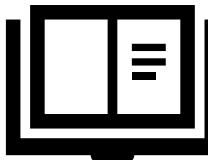
これまでの取組状況(H30～R6)



H30～H31

復興まちづくりに関する講演会 開催

講師（UR都市機構、富士市、東松島市、首都東京大学）を招き、講演会を実施し、事前復興の重要性・必要性について学ぶ



R2～R3

市町職員向け演習手引き 作成

復興手順を学ぶ演習を行うため、研修を通して復興計画づくりのプロセスをまとめた手引きとしてまとめる



R4～R6

事前復興まちづくり研修（演習） 実施

演習手引きに基づき、被害想定を踏まえた復興まちづくりの検討と、発災後の復興手順を学ぶ模擬演習を実施

R4：3会場（11市町参加）→R5：名張市・鈴鹿市→R6：鳥羽市・熊野市で実施



手引きの概要等

- ✓ 復興まちづくりの**都市（市街地）の復興**を対象とした**具体的な手続きの流れや様式**を示した手引き

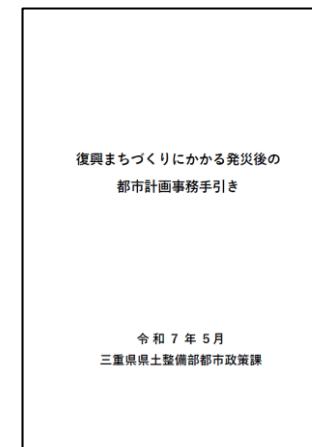
【記載内容】

- ・建築基準法、都市計画法等に基づく建築制限、被災市街地復興特別措置法の手続き
- ・復興まちづくり基本方針・計画策定の方法



期待される効果

- ✓ 発災後の復興まちづくりの**手続きの迅速化**を図る
- ✓ 発災後の手続きの流れ等を事前に確認・検討した内容は、**事前復興まちづくり計画策定の検討にも活用可能**





演習の概要

各市町のモデル地区を設定し、
どのようなまちに復興していくかをグループで考えるなど、
発災後の復興まちづくりのプロセスを体験

- ✓ 案内：令和7年10月
- ✓ 時期：令和8年1～2月 ※2会場で開催予定





調査の概要

三重県内の事前復興まちづくりの取組の推進に向け、各市町における取組状況等の把握を行うための調査

- ✓ 照会先：市町都市計画担当課を窓口に実施
- ✓ 時 期：令和7年8月上旬～約3週間（予定）



調査結果の活用方法

- ✓ **今後の県の取組や支援策の方向性の検討資料として活用**
- ✓ 本調査は三重大学大学院工学研究科三宅研究室と共同で行い、調査分析内容は学術論文にて公表する予定
※調査結果は各市町へフィードバック（10月頃予定）

本日のまとめ

過去の災害の教訓をふまえ、



発災後の混乱を見据え、
**復興に向けた体制や手順、役割分担を
事前に整理することが重要**



避難先の分散を想定し、
**復興後のまちの将来像を
住民と協働しながら、
事前に検討・共有することが重要**

**事前復興まちづくりの取組を
三重県でも進めていきましょう**

【参考資料】

事前復興まちづくり計画等ガイドライン・策定事例

	<p><u>事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（国土交通省）</u> 【R5.7月】</p>		<p><u>和歌山県和歌山市事前復興計画</u></p>
	<p><u>復興事前準備の主流化に向けた取組事例集（国土交通省）</u> 【R4.12月】</p>		<p><u>和歌山県田辺市事前復興計画</u></p>
	<p><u>復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（国土交通省）</u> 【H30.7月】</p>		<p><u>和歌山県みなべ町事前復興計画</u></p>
	<p><u>静岡県富士市事前都市復興計画</u></p>		<p><u>高知県香南市事前復興計画</u></p>
	<p><u>静岡県下田市事前復興まちづくり計画</u></p>		<p><u>愛媛県西予市事前復興計画</u></p>

【参考資料】

大規模災害後の復興計画の事例

	<u>宮城県気仙沼市震災復興計画</u>		<u>岩手県大船渡市復興計画</u>
	<u>宮城県岩沼市震災復興計画 他</u>		<u>岩手県山田町復興計画</u>
	<u>宮城県女川町復興計画 他</u>		<u>石川県輪島市復興まちづくり計画</u>
	<u>岩手県釜石市復興まちづくり基本計画 他</u>		<u>石川県志賀町令和6年能登半島地震復興計画</u>

都市防災総合推進事業の概要

※ 国土交通省「全国都市防災・都市災害主管課長会議」
資料から引用 (R7.4月開催)

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※6
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1／3※1
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1／3 (R10年度まで1／2) ※3
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1／3※1
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定 ・都道府県による市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組	1／3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地1／3 工事1／2 ※1※2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設等))	用地1／3 工事1／2 ※1※2
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査1／3 工事1／2※1
	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1
⑦木造老朽建築物除却事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1／2
	・高質空間形成施設	1／3※1
	・復興まちづくり支援施設	

※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り

- ・①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、地方公共団体の補助に要する費用の1／2又は当該事業に要する費用の1／3のいずれか低い額
- ・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1／2
- ・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1／2

○ 地区要件

施行地区	<事業メニュー① ③～⑤>
	・災害の危険性が高い区域(洪水/雨水出水/高潮浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域等)を含む市街地
	・大規模地震発生の可能性の高い地域※4 (⑤については市街地に限る)
	・危険密集市街地を含む市、DID地区
	<事業メニュー⑥>
	・大規模地震発生の可能性の高い地域※4
	・危険密集市街地を含む市、DID地区 等
<事業メニュー⑦>	・危険密集市街地
<事業メニュー⑧>	・激甚災害による被災地 等
	・事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※5

※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2／3

※3：既存の危険な盛土の把握のために必要な調査をR6年度までに開始し、調査内容及び調査計画期間が明示された調査計画書を作成した地方公共団体に限り、国費率1／2

※4：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

※5：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

※6：予算の範囲内での支援



津波避難タワー



避難地 (高台)



防災備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地 (防災公園・延焼防止)



沿道建築物の不燃化

○災害の発生が想定される地域において、**事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援**し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40% (歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連等、
国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ)

※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：45%

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画
(都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、
高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、
土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※施行地区要件②③では、一部の基幹事業を除く。



施 行 地 区

○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：防災拠点の形成によるコンパクトなまちづくりの推進】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、
以下の全てを満たす区域(都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)

・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域

・災害リスクの高い地域を含まない区域

- ・以下のいずれかの区域
 - (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
 - (2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

→なお、令和9年度以降に間に提出される都市再生整備計画に基づく事業については、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を囲面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

→立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域の人口密度が40人/km²以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20.0%以下等)により立地適正化計画によらない特徴可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化調整区域・非線引き白地地域における防災拠点の形成】

○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域 (都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)

・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※2

・人口減少率が原則20%未満の市町村

・市町村マスタープランに地域の拠点として位置付けられた区域

・市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、防災拠点の整備が都市のコンパクト化と齟齬がない、一定の生活機能の集積が認められる区域

・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例を制定している場合、当該条例に係る区域を囲面、住所等で客観的に明示し、かつ、当該事項と齟齬のない区域

・災害リスクの高い地域を含まない区域

【要件③：都市計画区域外における防災拠点の形成】

○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域 (都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)

・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域

・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域

・災害リスクの高い地域を含まない区域

※2 令和7年度末までに事前復興まちづくり計画等への防災拠点の位置付けが確実と見込まれる場合、実施可能。